



なぜ、 こども・子育てどまんなか条例 をつくったの？

見附市ではこれまでも、学校と家庭、地域のつながりを強くして、地域の人とともに環境を活かしながら、こどもを教育育てる「共創郷育」の理念のもとで、おとなが総がかりでこどもの育ちを支える取組を進めてきました。

そして、もっとこどもたちの意見やお願いを届きやすくして、みんなに「見附市に育ってよかった」と思ってもらえて、みんなのおとうさん、おかあさんが安心して子育てができ、おおぜいの保護者のみなさんに「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちにしていけるよう、この条例を作りました。

この条例は、アンケートやワークショップでこどもたちの声をきいたり、「条例制定検討委員会」を立ち上げ話し合っ、作り上げました。

- 「条例制定検討委員会」は、
- 学識経験者 ●事業所 ●地域コミュニティ
 - ボランティア団体 ●人権関係団体
 - 学校・認定こども園 ●福祉関係団体
- などの各関係者や公募市民のみなさまにご参加いただきました。



見附市は、
新潟県のどまんなか
見附市は、新潟県のどまんなかにある
ことから、こども・子育てを“どまんなか”に
考えた取組をしています。
※新潟県の重心点が見附市にあります。

いつでも相談してね。

〈れんらく先 (令和6年4月1日現在)〉

虐待、いじめなどの相談

24時間子供SOSダイヤル
TEL.0120-0-78310

県立教育センター

いじめ・不登校等悩み事相談テレフォン
TEL.025-263-4737
(平日9:10~16:00)

新潟県いじめ・不登校等相談メール
ijime@mailsoudan.org

心がいたいとき、だれにも相談できないとき、
えんりょしないで連絡してね。秘密はぜったいに守るよ。

妊娠、出産、子育て、 虐待などについて

見附市こども家庭センター
(見附市教育委員会こども課内)

TEL.0258-62-1700
(平日8:30~17:15)

教育・学校に関する相談 (いじめ、不登校、特別な支援など)

見附市教育委員会学校教育課
青少年育成センター

TEL.0258-62-1700(平日8:30~17:15)
TEL.0258-62-5739(平日9:00~16:00)

新潟県いじめ対策ポータル



LINE公式アカウント



いじめ見逃しゼロ県民運動

作成
発行

見附市教育委員会こども課
〒954-8686 新潟県見附市昭和田2丁目1番1号



こども・子育てどまんなか条例
ホームページ▶

発行/令和6年9月

見附市こども・子育てどまんなか条例



笑顔かがやくまちみつけ



見附のイメージ
キャラクター
「ミツケ」

小・中学生版

こどもや子育てを応援するために、地域みんなが役割を決め、「共創郷育」をスローガンとして、
みんなで一緒にこどもの「笑顔かがやくまちみつけ」を作っていくことにしました！

※条例…市などが定めた決まりごとや大切にすることをとりまとめたもの
※「共創郷育」…学校や家庭、地域のつながりを強くし、地域の人や環境を活かして、こどもに教えたりサポートすること
見附市教育委員会が考えて作り出した言葉です



見附市子ども・子育て どまんなか条例

子育てするならやっぱりみつけ
市はこれらのことを役割とし、子ども・子育てを
支える環境づくりを行います。

子どもが様々な経験や多世代との
交流ができる機会の提供(第9条)

子どもが安全に、かつ、安心して過ごす
ことができる環境の整備(第9条)

子どもが遊び、学び、活動できる
居場所や施設の整備(第9条)



子育て支援センター

保護者や子育て家庭への支援(第10条)

支援を必要とする子どもへの支援(第11条)

相談体制の整備(第12条)

子どもの社会参加(第13条)

切れ目のない支援(第14条)



子ども家庭センター

4つの基本理念(なにを目指すの?)(第3条)

1. 子どもの権利を尊重します。
2. 子どもの思いや意見を大切にして、一緒に考えます。
3. 安心して子育てができる環境づくりをします。
4. みんなが、それぞれの役割を理解して子どもや子育てを
応援します。

学校など(第7条)

- 自分の権利及び他人の権利を
尊重することを学び、
子どもが確かな学力、豊かな心、
健やかな体などが調和した生きる力を
身に付けることができるよう努めます。
- 積極的に地域と
交流するよう努めます。



事業者(第8条)

- 保護者が仕事と子育てを
どちらもうまくできるよう、
働きやすい息まりを考え、行います。
- 子ども・子育てに関係する
行事や用事などがあるは
助け合えるようにします。



市民(第6条)

- 地域の子どもたちに関心を持ち、
健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 地域との関わりの中で
子どもの育ちを支援する取組に協力し、
子ども・子育てを
応援するよう努めます。



保護者(第5条)

- 子どもの権利を理解し
子どもが心身ともに
安らぐことができる
家庭づくりに努めます。
- 愛情をもって子育てをします。



見附市(第4条)

- 総合的な施策を実施し、保護者、市民、学校等、事業所の
役割を果たせるよう、必要な支援と調整を行います。



子どもの権利条約・子ども基本法「子どもの権利」

- 1. 差別の禁止
- 2. 子どもの最善の利益
- 3. 生命、生存及び発達に対する権利
- 4. 子どもの意見の尊重

等が保障されなければなりません。

事業者(会社など) 子育てに優しい見附企業

市内には、子育て支援に積極的に
取り組む「ハッピー・パートナー企業
パパ・ママ子育て応援プラス」に
登録・認定されている企業があります。



くわしくは
コチラ



地域の人

ファミリーサポートセンター

「子育てを助けてほしい方」と
「子育てのお手伝いをしたい方」が
会員登録をし、地域で
助け合いながら
活動しています。



地域の人

地域コミュニティ

地域のみんなで見守り、
子どもが安心して楽しく
暮らせるまちを
目指して活動
しています。



PLAY LAB MITSUKE

放課後や休日に利用できる
遊びと学びの場です。
プレイラボみつけでは、
キッズサポーターなど、
子どもの声をきいて運営に
反映しています。



遊びにきてね!